

# 公営住宅 入居者募集

## 募集期間

4月7日(金)～14日(金)(土日を除く)

## 受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

## 入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)
- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方  
(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

## 今回公募する公営住宅(入居時期4月下旬)

### 町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
つつみ団地	達美212番地10	S60/3DK	17,300～25,700円	住宅横駐車可 1台分まで	700円	世帯用(単身可)
つつみ団地	達美212番地10	S59/3DK	17,000～25,400円	住宅横駐車可 1台分まで	700円	世帯用(単身可)

### 特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
シャレー・スタウン	東3条33番地	H5/1LDK	25,000円	300円 1台分のみ	700円	単身用
つつみ第3団地	達美213番地5	H14/1LDK	25,000円	300円 1台分のみ	600円	単身用
緑町第2団地	緑町10番地1	H24/1LDK	30,000円	300円 1台分のみ	700円	単身用

※この他にも入居可能な住宅がございますので、HPでご確認またはお問い合わせください。

## 提出書類

### 入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書 (HPからダウンロード可)

### 入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

## 入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。  
(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

### (参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。  
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

# 募 集



## 陸・海・空自衛隊 募集お知らせ

### 一般曹候補生

### 応募資格

18歳以上33歳未満

### 受付期間

5月9日(火)まで

### 試験日(筆記試験)

5月20日(土)

### 試験場所

美幌・帯広・釧路

### 自衛官候補生

### 応募資格

18歳以上33歳未満

### 受付期間

年間を通じて行っています。

### 試験日

5月27日(土)

### 試験場所

美幌・釧路

### 問い合わせ先

自衛隊帯広地方協力本部

北見地域事務所

☎0157-23-6826

### ホームページ

https://www.mod.go.jp/

pco/obihro/



# 相 談



## よろず相談の お知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか?

町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。

※相談委員の自宅での相談は対応できません。

### 日時

4月21日(金)

午後1時～3時

### 会場

役場1階 相談室1

### 相談委員

調整のため、決定次第ホームページにてお知らせします。

### 問い合わせ先

住民環境係12番窓口

☎77-8377

## 北海道心身障がい者 総合相談所の巡回相談

令和5年度の北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談が行われます。通常は札幌の相談所で行われますが、近隣で相談できる貴重な機会になります。

希望される方は、役場の福祉係までご連絡ください。

相談対象者

①18歳以上の身体障がい者で

電動車いす等の直接判定を要する補装具の交付を希望する方

②18歳以上の知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する方

③その他、専門的判定を必要とする方

開催日および開催場所

●5月16日(火)～17日(水)

北見市総合福祉会館

(北見市寿町3丁目4-1)

※次回開催予定

7月4日(火)～5日(水)

(オホーツク・文化交流センター)

7月6日(木)

(紋別市総合福祉センター)

問い合わせ先

福祉係6番窓口

☎77-8381

## 口座振替の水道料金の請求内訳が変わります

これまで、口座振替の方の水道料金と下水道使用料(または個別排水使用料)は引き落としの際、別々に記帳されておりましたが、令和5年4月より上下水道使用料として合算された金額で記帳されます。使用料の内訳は、毎月投函しております検針票にてご確認ください。

### ～使用料金の記載例～

水道料金2,200円、下水道使用料1,886円の場合

上下水道使用料として4,086円

(下水道使用料、個別排水使用料のみの場合も、上下水道使用料として記帳)

ご不明な点がございましたら、津別町役場建設課水道係(0152-77-8389)までお問い合わせください。